

議案第30号

守谷市手数料条例の一部を改正する条例

守谷市手数料条例（平成11年守谷町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
30号	1

守谷市手数料条例の一部を改正する条例

守谷市手数料条例（平成11年守谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画の部開発行為（建築等）証明手数料の項の次に次のように加える。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事 中間検査手数料	次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 0.3ヘクタール以下のもの 2,700円 イ 0.3ヘクタールを超え2.0ヘクタール以下のもの 5,400円 ウ 2.0ヘクタールを超え4.0ヘクタール以下のもの 10,800円 エ 4.0ヘクタールを超え7.0ヘクタール以下のもの 21,600円 オ 7.0ヘクタールを超え10.0ヘクタール以下のもの 37,800円 カ 10.0ヘクタールを超えるもの 54,000円
------------------------------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案理由（議案第30号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、茨城県から権限移譲を受け令和7年4月1日から宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査を行うに当たり、守谷市手数料条例の別表内に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料の項を追加する改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
30号	3

守谷市手数料条例新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条，第3条，第5条関係）			別表（第2条，第3条，第5条関係）		
種類	名称	納付額	種類	名称	納付額
都市 計画			都市 計画		
	開発行為（建築等） 証明手数料	5,000円		開発行為（建築等） 証明手数料	5,000円
	<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事中 間検査手数料</u>	<u>次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の 区分に応じ、それぞれ に定める額</u> ア 0.3ヘクタール 以下のもの 2,700円 イ 0.3ヘクタール を超え2.0ヘクタール以下のもの 5,400円 ウ 2.0ヘクタール		(新設)	

30号	議案
4	页数

参考資料

		<u>を</u> 超え4.0ヘクタ <u>ール</u> 以下のもの 1 0,800円 <u>エ</u> 4.0ヘクタール <u>を</u> 超え7.0ヘク <u>ター</u> ル以下のもの 2 1,600円 <u>オ</u> 7.0ヘクタール <u>を</u> 超え10.0ヘク <u>ター</u> ル以下のもの 37,800円 <u>カ</u> 10.0ヘクター <u>ル</u> を超えるもの 5 4,000円
	開発登録簿の写しの 交付手数料	用紙1枚につき 500円

	開発登録簿の写しの 交付手数料	用紙1枚につき 500円

30号	議案
5	頁数

参考資料